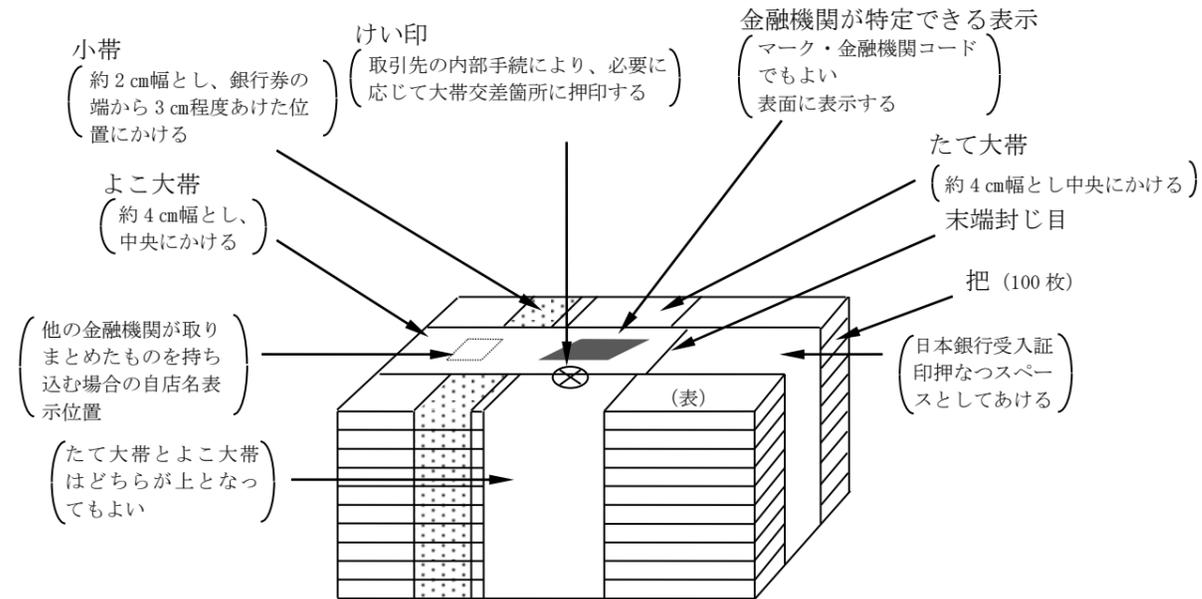


現金による当座勘定への入金時の当該現金の整理および施封の方法

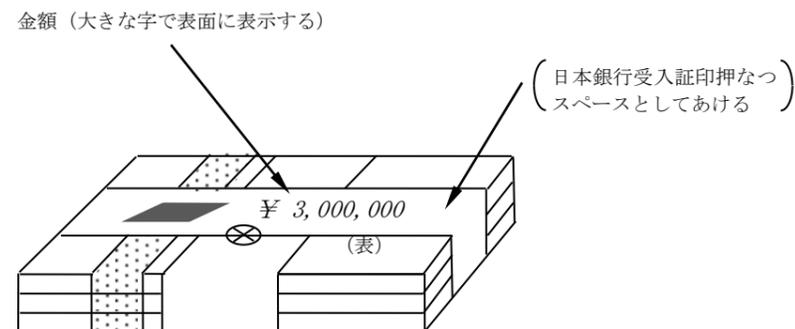
1. 銀行券

(1) 銀行券の整理および施封形態の概観

イ. 定量束



ロ. 端数束



(2) 銀行券の整理

- 束は、銀行券を100枚ずつ小帯で施封したうえ、その施封された100枚(把)を定量束については10、端数束については10未満取り纏めて大帯で施封することにより作成してください。
- 銀行券は、券種別様式別に整理してください。
- 新券については、赤丸券および損券をそれぞれ分別整理してください。旧券については、赤丸券を分別整理してください。
- 銀行券は、肖像(肖像のない券種については肖像に相当する図柄。以下同じ。)がある面を表にし、折り込んだり、ずれ込んだりすることのないように揃えてください。
- 小帯および大帯を接着する際には、銀行券または他の小帯もしくは大帯に接着剤がつかないようにし、また帯の末端部分が剥がれないようにしてください。特に、ヒートシールにより施封する場合には、銀行券等に小帯または大帯が接着しやすいので、機械施封部の温度設定に留意してください。
- なお、取引先において破損した銀行券を貼り合わせる場合には、極力紙テープ等の粘着性の弱いテープを使用してください。

(3) 小帯の施封

- 小帯は、約2cm幅のものを使用し、銀行券の左端から約3cmあけた位置にかけるようにしてください。
- 小帯を差し込む場所は、50枚目前後にしてください。
- 小帯は、左上の記番号側から差し込むようにしてください。その際、極力差し込む小帯の先端が銀行券の中央部を超えないようにしてください。

(4) 大帯の施封

- 大帯は、約4cm幅の丈夫なものを使用し、たて帯、よこ帯とも銀行券の中央部に二重にきつく締めてください。ただし、ヒートシールにより施封する場合には、一重でも差支えありません。
- 定量束の大帯を差し込む場所は、上から3~4把目としてください。端数束については上下のバランスを踏まえて定量束に準じて取り扱ってください。

- 定量束には、端数束を混入しないでください。
- 赤丸券の束については、表面のよこ帯左端（小帯が施封されている側）に赤字で丸印等の表示を行ってください。丸印以外の表示を行う場合には、勘定店に予め表示方法を連絡してください。
- 損券の束については、表面のよこ帯左端（小帯が施封されている側）に赤丸券の束に係る表示と異なる適宜の表示を行ってください。

(5) 金融機関名等の表示

- 小帯の施封者、施封年月日および施封店ならびに大帯の施封者および施封年月日の表示については、取引先の内部手続に従い取り扱って頂いて差支えありません。ただし、把の下部側面（銀行券の肖像を表にした時の下側の側面）には、黒色による表示を行わないでください。
- 大帯には、表面中央部にはっきりと金融機関が特定できる表示を行ってください。この金融機関が特定できる表示は、金融機関名のほか、金融機関が識別できるマークまたは金融機関コードにより行うことができます。なお、代理人たる別法人が、取引先に代わり銀行券を持ち込む場合には、この金融機関が特定できる表示として、取引先が属する金融機関が特定できる表示に加え、当該別法人の名称および当該別法人が取引先の代理人である旨を表示してください。
- 他の金融機関または日本銀行により施封された定量束または端数束については、大帯に表示されている他の金融機関が特定できる表示または日本銀行による銀行券整理済印の上に「×」印を付したうえ、金融機関が特定できる表示をその左側に行うことにより、破封することなくその金融機関の束とすることができます。ただし、当該「×」印が既に2つ以上付されている束については、破封したうえ、改めて束として施封してください。
- 印刷局封の束については、大帯に金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の束とすることができます。ポリエチレン包装されている束については、表面に白紙を貼り、そこに金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の束とすることができます。ただし、印刷局封については、偽造防止の観点から、特に指示がない限り、市中への支払に充ててください。

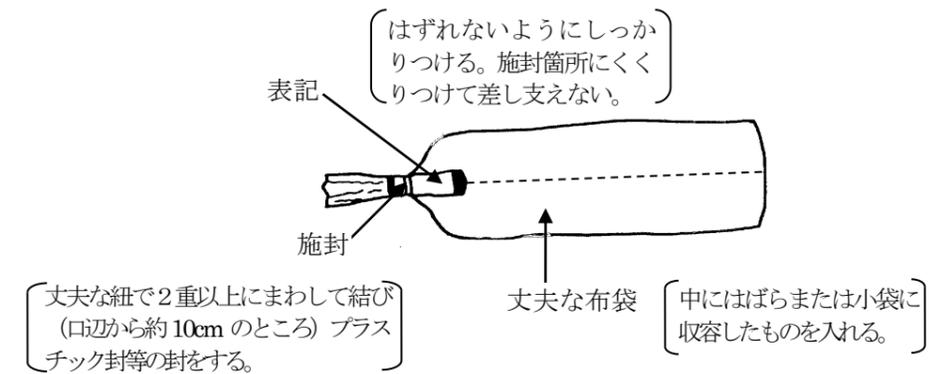
2. 貨幣

(1) 貨幣の整理

- 貨幣は、細則2.(1)ロ.①または②の各号の別に整理してください。
- 損貨は分別整理してください。

(2) 大袋の施封

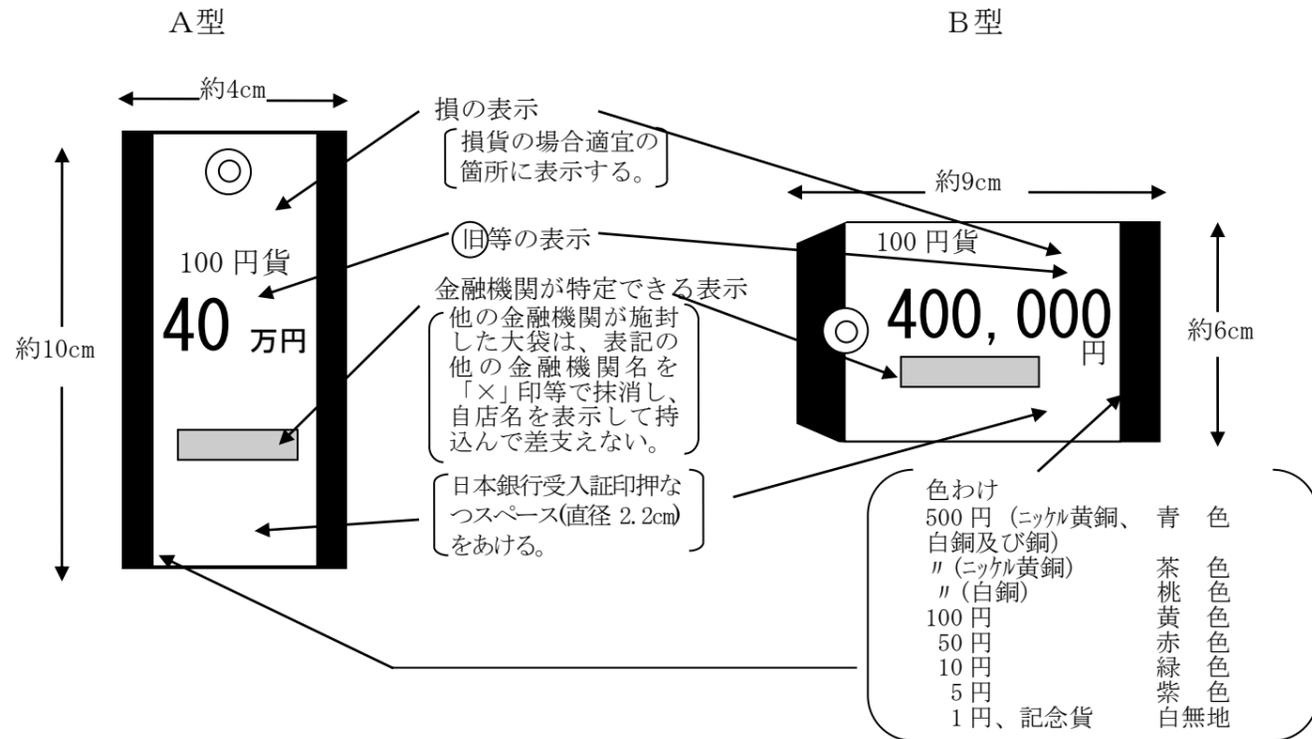
(大袋の施封概観図)



- 大袋用の袋は日本銀行が貸与します。取引先が調達した袋を使用する場合には、袋の適宜の箇所に金融機関名を表示してください。なお、大袋用の袋は、貨幣を収納するのに十分な機能を備える必要がありますので、ご自身で調達される場合には、その仕様につき日本銀行にご照会ください。
- 袋に貨幣を収容する際には、事前に袋の内部に貨幣等の残留物がないこと、および、袋に穴や切り傷等の異状がないことを点検してください。
- 袋に貨幣を収容した後、口辺から約10cmのところを丈夫な紐で二重以上にまわして結び、プラスチック封等により施封してください。その際、表記をはずれないようにしっかりとくりつけてください。

(3) 表記の表示

(表記の概観図)



- 大袋の表記は、取引先が調達してください。同表記は、布（プリンティング・クロス）製の丈夫なものを使用し、大袋の縫目側に外れないように付けてください。
- 施封者および施封年月日の表示については、取引先の内部手続により取り扱って頂いて差支えありません。
- 表記には、貨種、収納金額および金融機関が特定できる表示を行ってください。この金融機関が特定できる表示は、金融機関名のほか、金融機関が識別できるマークまたは金融機関コードにより行うことができます。なお、代理人たる別法人が、取引先に代わり貨幣を持ち込む場合には、この金融機関が特定できる表示として、取引先が属する金融機関が特定できる表示に加え、当該別法人の名称および当該別法人が取引先の代理人である旨を表示してください。

- 表記の両端には、以下の各号の別に当該各号に定める色を付してください。

	通常貨・記念貨の別	貨種	素材・量目	両端の色
(イ)	通常貨	500円	ニッケル黄銅、白銅及び銅・7.1g	青色
(ロ)			ニッケル黄銅・7.0g	茶色
(ハ)			白銅・7.2g	桃色
(ニ)	100円	—	—	黄色
(ホ)	50円	—	—	赤色
(ヘ)	10円	—	—	緑色
(ト)	5円	—	—	紫色
(フ)	1円	—	—	白無地
(リ)	記念貨	—	—	白無地

- 新貨のうち、損貨の大袋の表記には、加えて適宜の箇所に「損」と表示してください。
- 記念貨の大袋の表記には、貨種の上部に「記念貨」または「㊤」と表示してください。
- 以下の各号の貨幣を収納する大袋の表記には、加えて当該各号に定める事項を適宜の箇所に表示してください。

	通常貨・記念貨の別	貨種	素材・量目	表示する事項
(イ)	通常貨	500円	ニッケル黄銅、白銅及び銅・7.1g	ニッケル黄白銅・7.1g
(ロ)			ニッケル黄銅・7.0g	ニッケル黄銅・7.0g
(ハ)			白銅・7.2g	白銅・7.2g
(ニ)	100円	銀・4.8g	—	㊤
(ホ)	50円	ニッケル・5.0gまたは5.5g	—	㊤
(ヘ)	記念貨	10万円	金・30.0g	(30.0g)
(ト)		金・20.0g	(20.0g)	
(フ)	1万円	金・20.0g	—	(金20.0g)
(リ)		金・15.6g	—	(金15.6g)
(ヌ)	5,000円	銀・20.0g	—	㊤
(ル)		金・7.8g	—	金
(七)	1,000円	純銀・15.0g	—	㊤
(リ)		銀合金・15.0g	—	(銀合金)
(ハ)		銀・20.0g	—	(20.0g)
(三)	500円	銀・31.1g	—	(31.1g)
(ク)		銀合金・31.1g	—	(銀合金)
(レ)	500円	銀・15.6g	—	㊤
(ロ)		白銅・13.0g	—	(白銅)
(ツ)		ニッケル黄銅・7.0g	—	㊤
(ネ)	500円	ニッケル黄銅、白銅及び銅・7.1g	—	(黄白銅)

	通常貨・記念貨の別	貨種	素材・量目	表示する事項
(ナ)	記念貨	100円	白銅・12.0g	(12.0g)
(フ)			白銅・9.0g	(9.0g)
(ハ)			白銅及び銅・4.8g	(4.8g)

(注) 1. 5,000円(銀合金・15.0g)については、種類別に整理したうえで、持ち込んでください。この場合、複数の種類を同一の大袋に収容するときには、種類別に適宜の小袋(ビニール袋、布袋等)に封入してください。
2. 500円(白銅・7.2g)または100円(白銅・4.8gもしくは銀・4.8g)の記念貨については、それぞれ貨種および素材・量目の同じ通常貨と混合整理して頂いて差支えありません。

- ・ 表記下部は日本銀行が使用しますので、表面の直径2.2cmは空白を設けてください。
- ・ 他の金融機関または日本銀行が施封した大袋は、表記の他の金融機関が特定できる表示または日本銀行による貨幣取扱印を「×」印等で抹消し、自己の金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の大袋とすることができます。ただし、当該「×」印が既に2つ以上付されている大袋については、破封したうえで、改めて大袋として施封してください。
- ・ 造幣局が施封した大袋は、自己の金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の大袋とすることができます。ただし、造幣局が施封した大袋(500円貨(ニッケル黄銅・7.0g)の通常貨を収容した大袋を除く)については、偽造防止の観点から、特に指示がない限り、市中への支払に充ててください。

(4) 大袋包装封の施封等

イ. 大袋包装封の施封

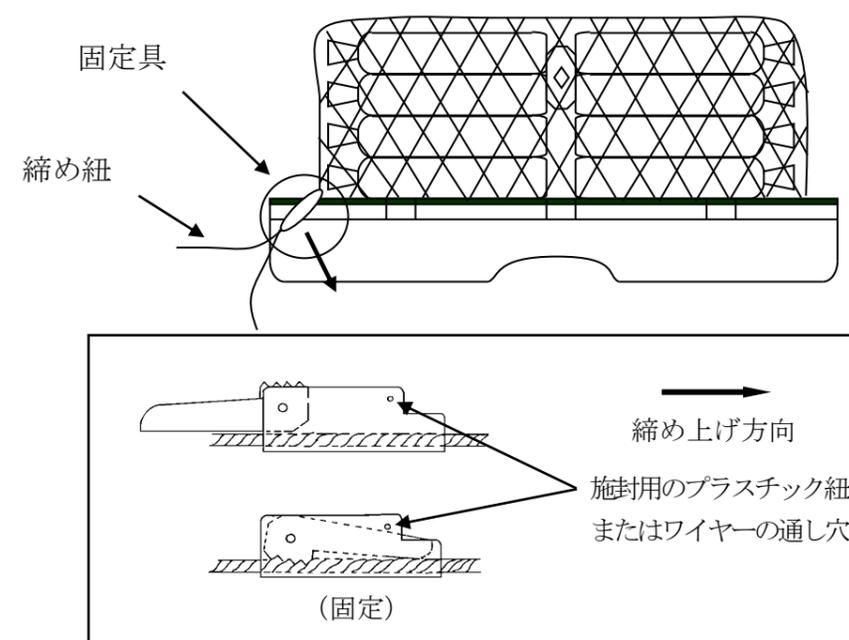
- ・ 大袋包装封の施封は、大袋包装網の種類別に従い、以下の①または②いずれかにより行ってください。なお、25袋、50袋、100袋の大袋を大袋包装封とする場合の大袋の積み方については、別表(貨幣のパレットへの積載方法について)に従ってください。

① 大袋包装網A型による施封

(概観図)



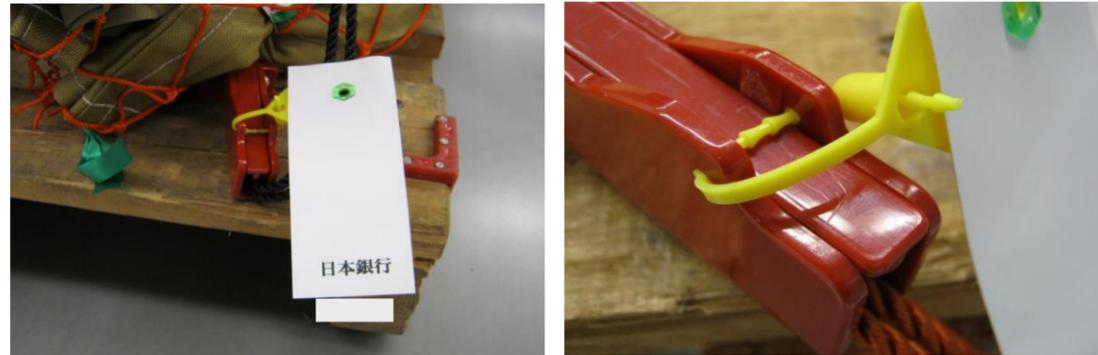
- ・ 大袋をパレットに積載し、表記集計票を包装網の内側に収容する形で、大袋包装網A型を被せ、パレット上面と最下段の大袋との間で締め紐を締め上げ、固定具で固定してください。



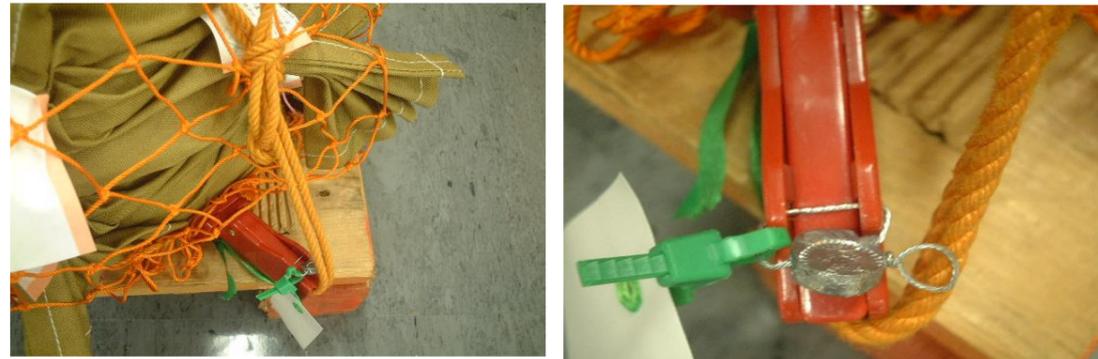
- ・ 固定具の通し穴に、③施封用プラスチック紐(黄・表記付)を通して締め上げて封を施す、または、④施封用ワイヤー(鉛玉付)を通して鉛封を施し、ワイヤーに施封用プラスチック紐(緑・表記付)を掛けて固定する、ようにしてください。

(施封部付近の拡大図)

㉔ 施封用プラスチック紐 (黄・表記付) を使用する場合

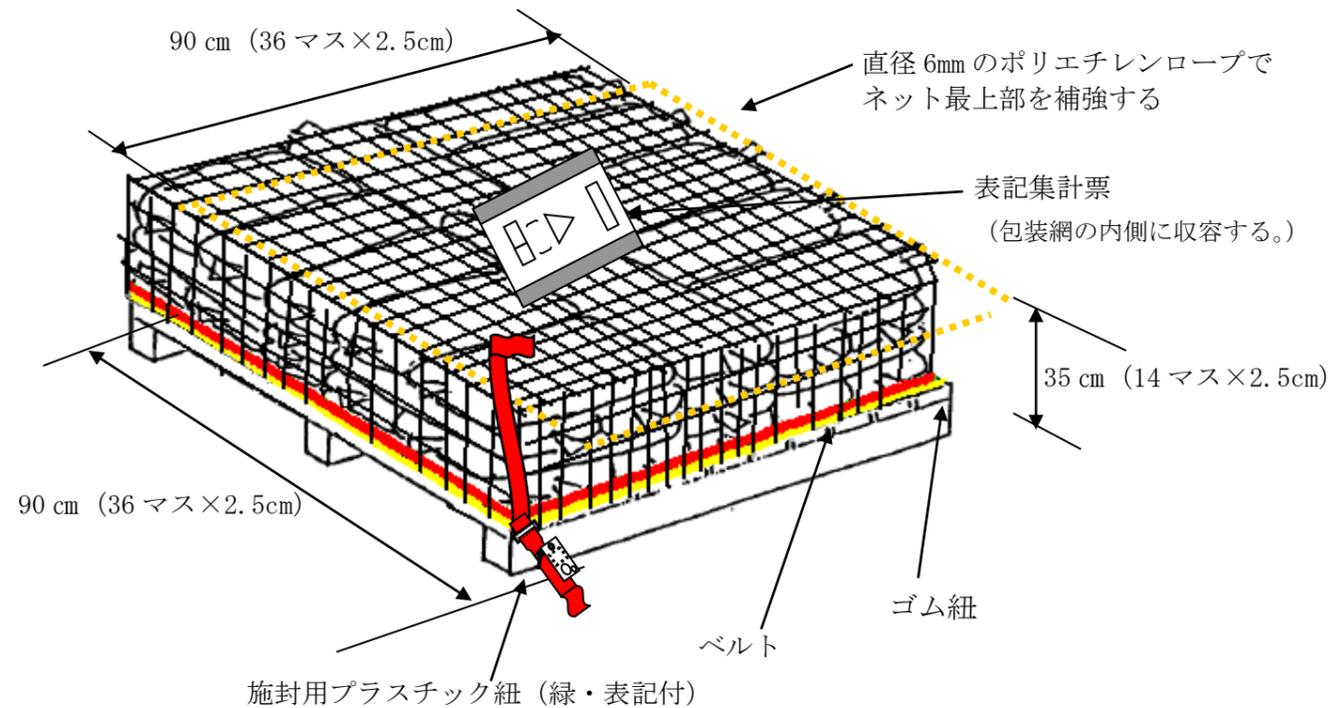


㉕ 施封用ワイヤー (鉛玉付)・施封用プラスチック紐 (緑・表記付) を使用する場合



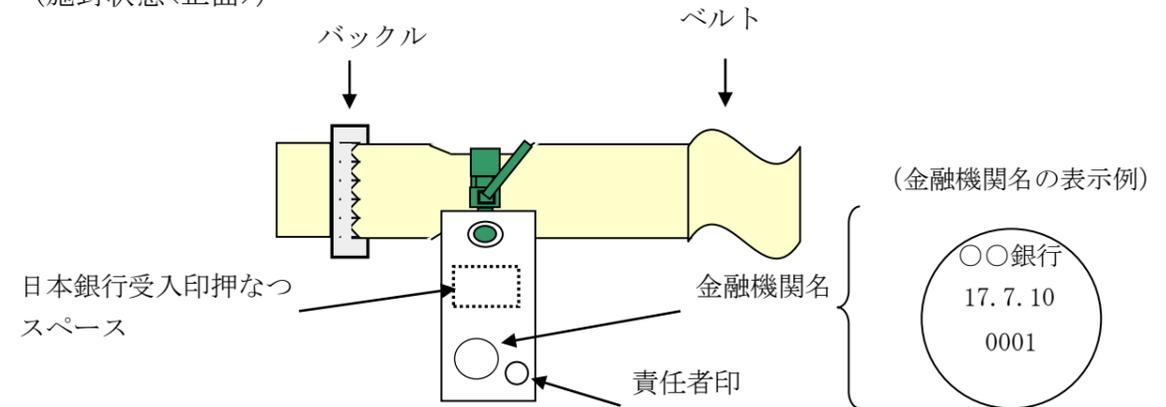
② 大袋包装網B型による施封

(概観図)

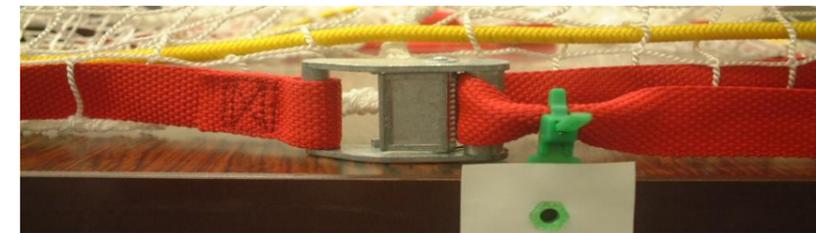


- ・ 大袋包装網をバックル付ベルトで締め上げて固定し、バックル右側のベルトを施封用プラスチック紐 (緑・表記付) で締め上げて施封してください。
- ・ ベルトは、ネットの最下段に、網の角の端から4マス目辺りで最初に通し、3マス毎に通していき、1周して角から4マス目辺りの位置まで通してください。また、ベルトを通す方向は上から見て時計回りとしてください。
- ・ ゴム紐は、ベルトの1段上の網に1マス毎に通してください。

(施封状態<正面>)



(施封例)



ロ. 留意事項

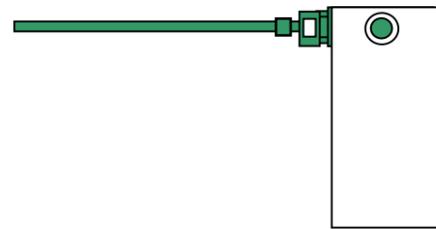
- ・ 大袋包装封に使用するパレット、大袋包装網およびゴムベルトは、日本銀行が貸与します。
- ・ 大袋包装網A型は、施封後、余った紐を大袋包装網の側面で、大袋包装網B型は、施封後、余ったベルトを大袋包装網の上部で、それぞれ括ってください。
- ・ 施封用プラスチック紐 (表記付) の表記には、表面中央下寄りの位置にはっきりと金融機関が特定できる表示を行ってください。この金融機関が特定できる表示は、マークまたは金融機関共通東の金融機関名印でも差支えありません (二. の表記集計票についても同様です。)

- ・ 施封年月日の表示については、取引先の内部手続により取り扱って頂いて差支えありません。

ハ. 施封用プラスチック紐（表記付）

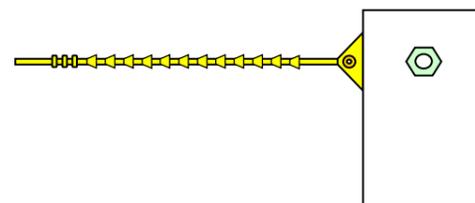
- ・ 施封用プラスチック紐（表記付）は、日本銀行が提供します。
- ・ 取引先が調達する場合には、同施封具は、市販のプラスチック製施封具（セキュロックと同仕様のもの）に表記を組み合わせて固定してください。表記は、大袋の表記と同様、極力布（プリンティング・クロス）製の丈夫なものを使用してください。

（施封用プラスチック紐（緑・表記付）の概観図）



表記のサイズ：約 100mm（縦）×約 40mm（横）
色：無地

（施封用プラスチック紐（黄・表記付）の概観図）

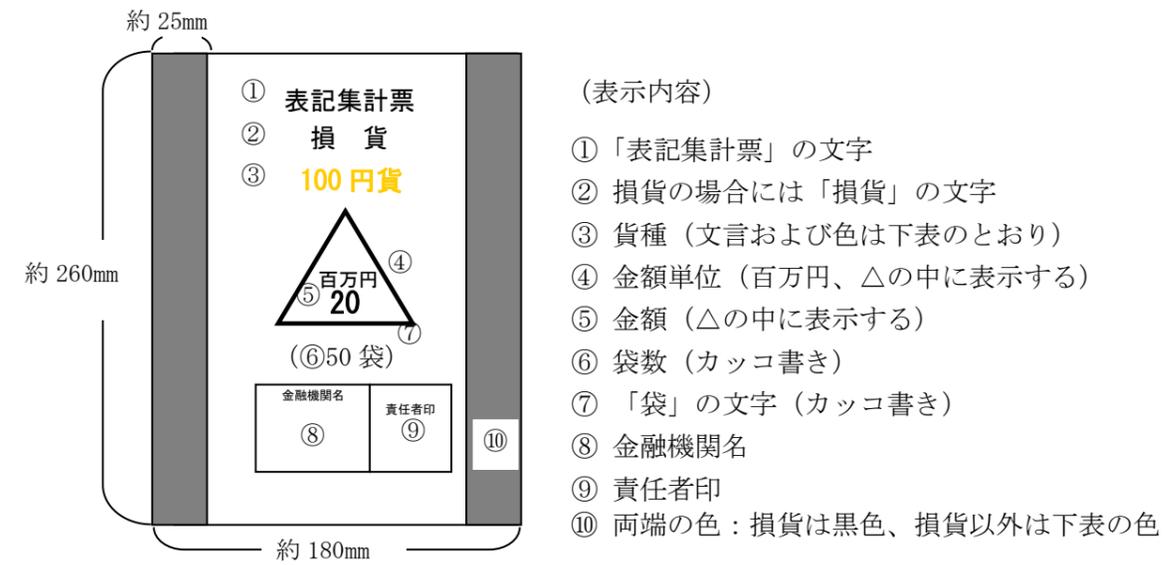


表記のサイズ：約 100mm（縦）×約 40mm（横）
色：無地

ニ. 表記集計票の表示

- ・ 表記集計票は、日本銀行が提供します。
- ・ 同票は、大袋包装網の内側に収容して表示してください。この際、表記集計票の「責任者印」欄に押印する責任者と、施封用プラスチック紐（表記付）の表記に押印する責任者は同一人としてください。

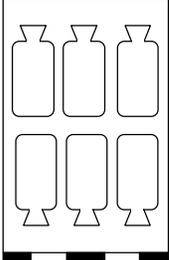
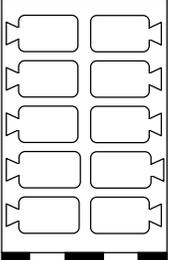
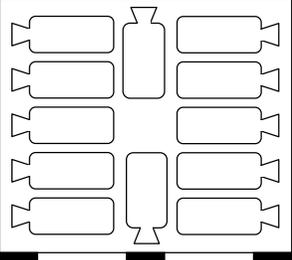
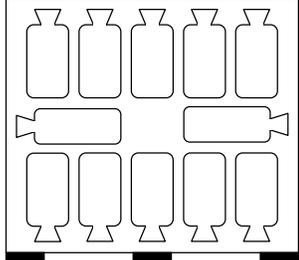
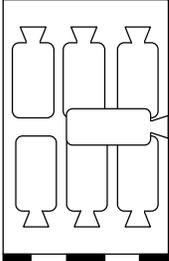
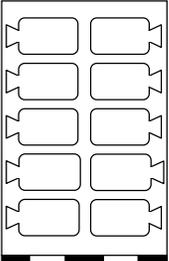
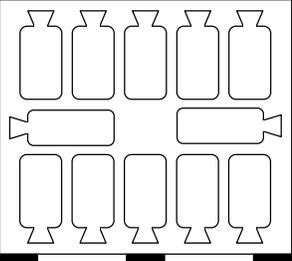
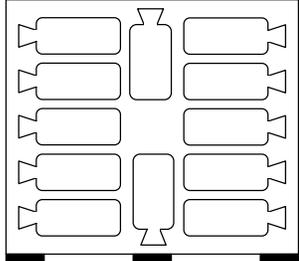
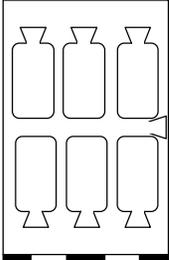
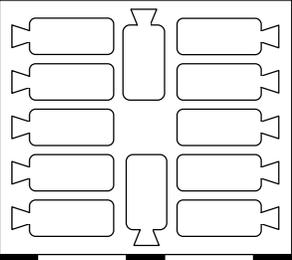
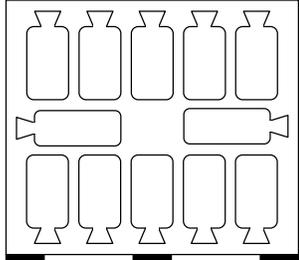
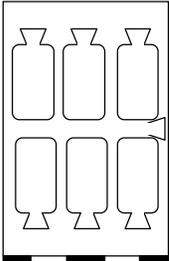
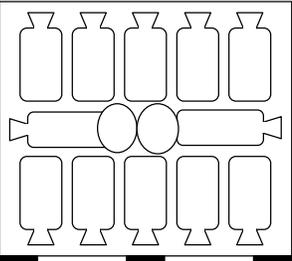
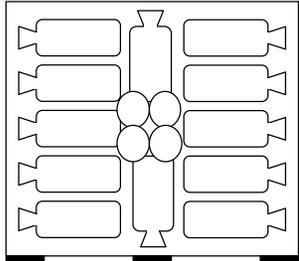
（表記集計票の様式例）



- ・ 表記集計票の貨種表示、表示の色および両端の色は、以下のとおりです。

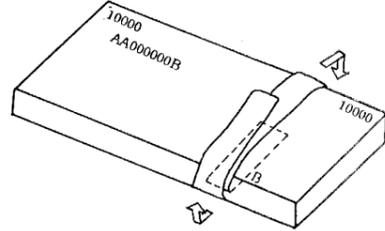
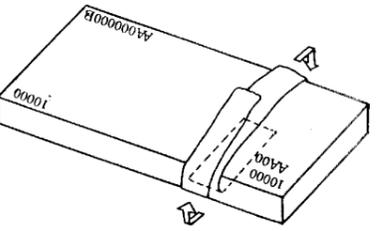
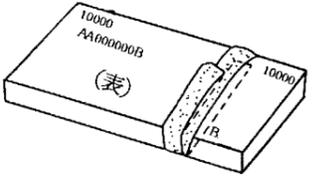
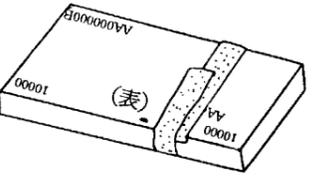
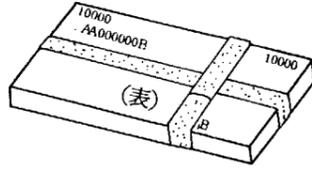
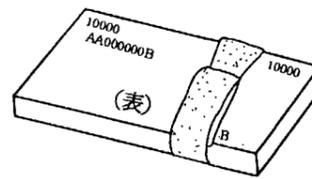
貨種（素材・量目）	表示の色	両端の色
500円（ニッケル黄白銅・7.1g）	青色	青色
500円（ニッケル黄銅・7.0g）	茶色	茶色
500円（白銅・7.2g）	桃色	黒色
100円	黄色	黄色
50円	赤色	赤色
10円	緑色	緑色
5円	紫色	紫色
1円	黒色	白色

貨幣のパレットへの積載方法について

25袋積み (中型パレット)	50袋積み (中型パレット)	50袋積み (大型パレット)	100袋積み (大型パレット)
<p>1段目</p> 	<p>1段目</p> 	<p>1段目</p> 	<p>1段目 (3・5段目)</p> 
<p>2段目</p> 	<p>2~5段目</p> 	<p>2段目</p> 	<p>2段目 (4・6段目)</p> 
<p>3段目</p> 		<p>3段目</p> 	<p>7段目</p> 
<p>4段目</p> 		<p>4段目</p> 	<p>8段目</p> 

- (注) 1. 大型パレットの重量は約 30k g。中型パレットの重量は約 13k g。
 2. 大袋をパレットに積載する場合には、貨幣垂れ下がり防止用模造紙をパレットの上部に敷いてから積んでください。
 3. 大袋は、袋の縫目が上になるように積んでください。
 4. 大袋は、荷崩れ防止のため、極力パレットの中央に寄せて積んでください。また、100袋積みを行う場合には、ゴムベルト等により荷崩れ防止措置を講じてください。

(参考) 銀行券の好ましい施封方法と好ましくない施封方法

好ましい施封方法	好ましくない施封方法
<p>【小帯】 《機械を使用して施封する場合》</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① 帯のシール位置が銀行券の表面側となっていること（中差しの方向が下記④のとおりとなっていれば裏面側でも差支えない） ② 帯が銀行券に付着していないこと ③ 帯のシール部分が剥がれていないこと ④ 帯の巻き方向は、記番号がある側に中差しがあり、上（券表面）方向になっていること <p>《人手により施封する場合》</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① 帯の封じ目が銀行券の表面側となっていること、その際、のり付け部分が1重目の帯とずれて、はみ出していないこと ② 上記②と同じ ③ 〃 ③ 〃 ④ 帯の中差しが50枚前後となっており、帯の先端が中央部を超えていないこと ⑤ 帯の中差しの先端にのり等が付いていないほか、先端が折畳まれていないこと ⑥ 上記④と同じ 	<p>【小帯】</p>  <p>○ 帯の中差しの先端が銀行券の中央部を超えているもの（注） （注） 銀行券整理機の構造等の理由でそれが困難な場合は、現行形態のまま持込んで差支えありません</p>  <p>○ 帯ののり付き部分（封じ目）が下の帯と大幅にずれているもの</p>  <p>○ 帯を十文字がけにしているもの</p>  <p>○ 帯の幅が広すぎる（2.5cm超）もの</p>

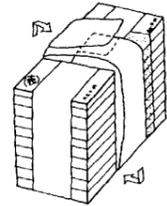
好ましい施封方法

好ましくない施封方法

【大帯】（結束順序は、たて帯・よこ帯のどちらが先でも構いません）
《機械を使用して施封する場合》

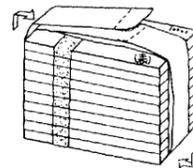
【大帯】

【たて帯】



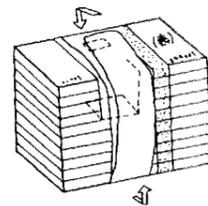
- ① 帯のシール位置が銀行券の表面側となっていること
- ② たて（よこ）帯がよこ（たて）帯、小帯および銀行券に付着していないこと
- ③ 帯のシール部分が剥がれていないこと

【よこ帯】



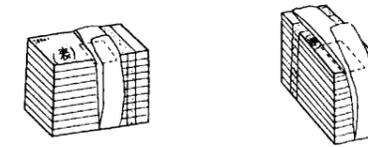
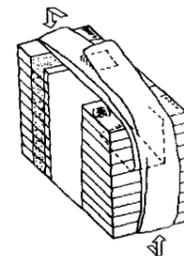
《人手により施封する場合》

【たて帯】

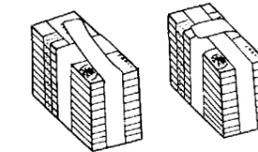


- ① 帯の末端封じ目が銀行券の表面側となっていること
- ② たて（よこ）帯がよこ（たて）帯、小帯および銀行券に付着していないこと
- ③ 帯ののり付け部分が剥がれていないこと
- ④ 帯の中差し位置が3～4把目となっており、中央部を超えていないこと
- ⑤ 帯の中差しの先端にのり等がついていないほか、先端が折畳まれていないこと
- ⑥ 帯の巻き方向は、たて帯の場合は、銀行券の表面を上にし、小帯を右に位置させた時、手前に中差しがあり、上（券表面）方向になっていること。また、よこ帯の場合は、銀行券の表面を上にし、小帯を奥に位置させた時、手前に中差しがあり、上（券表面）方向になっていること。

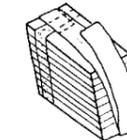
【よこ帯】



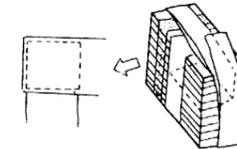
- 帯の中差しが1把目または10把目となっているもの



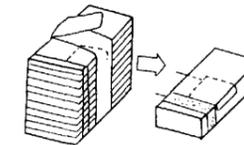
- のり付けの際、よこ帯（またはたて帯）に、たて帯（またはよこ帯）が挟まれて結束しているもの（いわゆる袋結束）



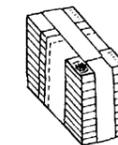
- よこ帯の先端を小帯に引掛けて結束しているもの



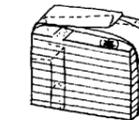
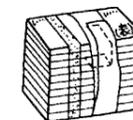
- たて帯およびよこ帯の先端が互いに交差し折返して結束しているもの（いわゆる握手型結束）



- 帯の中差しを2重に折返して結束しているもの



- 帯の幅が広すぎて小帯が見えなくなっているもの



- 人手により施封する場合の帯の巻き方向が、好ましい施封方法と反対になっているもの